木曽岬町立火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、木曽岬町立火葬場の設置及び管理に関する条例(昭和47年木曽岬村条例 第31号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休場日)

- 第2条 木曽岬町立火葬場(以下「火葬場」という。)の休場日は、慣習等の事由により町長が 必要があると認めて告示した日及び1月1日とする。
- 2 町長は、特に必要があると認めたときは、臨時に前項の休場日を変更することができる。

(受入時間)

- 第3条 火葬場の受入時間は、午前9時から午前11時まで及び午後1時30分から午後3時30分までとする。
- 2 町長は、特に必要があると認めたときは、臨時に前項の受入時間を変更することができる。

(棺の形状)

第4条 死体の火葬に付する棺の形状は、寝棺としなければならない。

(利用の申請手続)

- 第5条 条例第3条第1項の規定により火葬場の利用の許可を受けようとする者は、あらかじめ火葬場利用許可申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定により火葬場利用許可申請書を提出した者について、その許可をしたときは、火葬場利用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(許可書の提出)

第6条 前条の規定により火葬場の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、同条 第2項に規定する火葬場利用許可書を利用の際に係員に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 条例第6条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、火葬場使用料減免申請書(様式第3号)を火葬場利用許可申請書に添えて町長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

- 第8条 条例第7条ただし書の規定により既納の使用料の全部又は一部を還付することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。
 - (1) 利用者の責めに帰することができない事由によって利用することができなくなったとき。
 - (2) 町の都合によって利用の許可を取り消したとき。
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、火葬場使用料還付申請書(様式第4号)に火葬場利用 許可書及び使用料の領収書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

(入場の制限等)

- 第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。
 - (1) 他人に迷惑をかけ、又は施設、設備等を損傷するおそれがあると認められる者
 - (2) 管理上必要な指示に従わない者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償の義務)

第11条 利用者は、故意又は過失により建物、附属設備、備品等を損傷し、滅失し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

許可年月日	年 月	日
許可番号	第	号
使 用 料		円
通知書番号	第	号

火葬場利用許可申請書

	住 所									
死 亡 者	氏 名									
	生年月日	年	月日	死亡日時	年月日	前 日 午 後	時 分			
利用区分	大 人・小	人(満 12 歳	表未満)・3	死産児	待合室を葬るとして利用の		有·無			
利用日時	年	月	日	午前・台	一後	時	分~			
使 用 料	金額			円		減免・免済	余			
厳守事項	 許可の目的以外に利用いたしません。 許可の権利を譲渡し、又は転貸しすることはいたしません。 故意又は過失により建物又は設備を損傷し、又は減失したときは、その損害を賠償します。 火災予防に注意します。 施設、備品等は、利用前の状態に戻します。 									
備考										

上記のとおり火葬場を利用したく木曽岬町立火葬場条例施行規則第5条第1項の規定により申請します。

年 月 日

住所

申請者

氏名

木曽岬町長

許可年月日	年 月	日
許可番号	第	号
使 用 料		円
通知書番号	第	号

火葬場利用許可書

		住	所											
死 亡 者	X.	氏	名											
		生年月	日	年	月	日	死亡	日時	年	月	日	前 午 後	時	分
利用区分	子	大 人	•小	人 (満 12	歳未満)	• 2	死 産	児	待合室 として和				有	• 無
利用日時	寺		年	月	日		午前・	・午後		眊	Ť	ار	} ~	
使用料	斗	金額						円			減	免・免	除	
厳守事項	頁	1 許可の目的以外に利用しないこと。 2 許可の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。 3 故意又は過失により建物又は設備を損傷し、又は減失したときは、その損害を賠償のこと。 4 火災予防に注意のこと。 5 施設、備品等は、利用前の状態に戻すこと。												
備	ムラ	◎火葬従事者にこの許可証及び別途交付された死体火葬許可証を提出のこと。												

- (注) 1. 許可条件のほか、木曽岬町立火葬場の設置及び管理に関する条例及び同施行規則をよく守ってください。万一違反のときは、利用の許可を取り消すことがあります。
 - 2. 火葬後、理由なく遺骨の引取りをしないときは、町において随時処分させていただきます。

上記のとおり利用することを許可する。

年 月 日

申請者 住所

木曽岬町長

火葬場使用料減免申請書

年 月 日

木曽岬町長

木曽岬町立火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則第7条の規定により火葬場使 用料の減額・免除の措置を受けたいので申請します。

記

	本籍				
死	住 所				
亡	氏 名				
者	生 年 月 日	年	月	日	歳
	死亡年月日	年	月	日	

火葬場使用料の減額又は免除を受けようとする理由	

火葬場使用料還付申請書

年 月 日

木曽岬町長

 申請人
 住
 所

 氏
 名
 @

 電話番号
 @

下記のとおり使用料の還付をします。

記

許	可	番	号		第				Ę	<u>-</u>		
利	用	日	時		年	月	日	午	前後	時	分	
利	用	区	分									
既に	こ納め	た使り	用料	金額						円		
還付す	†を受 る		うと 由									
添	付	書	類	火葬場	火葬場利用許可証及び使用料の領収書の写し							